

○ 美浜町健康楽膳拠点施設の設置及び管理に関する条例施行規則

平成30年9月22日

規則第17号

改正 平成31年2月8日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、美浜町健康楽膳拠点施設の設置及び管理に関する条例（平成30年美浜町条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(愛称)

第2条 条例第2条に規定する美浜町健康楽膳拠点施設（以下「拠点施設」という。）の愛称は、こるばと称する。

(開館時間)

第3条 条例第4条に規定する拠点施設の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 条例第4条に規定する拠点施設の休館日は、次に掲げる日とする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日とすることができる。

- (1) 毎週月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたるときは、当該休日以降の直近の休日でない日）
- (2) 年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）

(使用の申請)

第5条 条例第5条の規定により拠点施設の施設、附属設備及び器具等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、健康楽膳拠点施設こるば使用許可申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、使用しようとする日の属する月の3箇月前の初日から利用の日の5日前までの間に提出しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 町長は、第1項に規定する申請に関し必要があると認めるときは、当該申請の審査に必要な書類の提出を求めることができる。

(使用の許可)

第6条 町長は、前条の規定による申請について、その許可をしたときは、当該申請者(以下「使用者」という。)に健康楽膳拠点施設こるば使用許可書(様式第2号。以下「使用許可書」という。)を交付するものとする。

2 2以上の者が同一施設の同一場所を同時に使用したい申請がある場合の許可は、町長が別に定めるところにより決定する。

(使用の許可を受けた事項の変更)

第7条 使用者は、許可を受けた事項を変更をしようとするときは、条例第5条第1項後段の規定により、健康楽膳拠点施設こるば使用変更許可申請書(様式第3号)に使用許可書を添え、その使用の日の5日前までに町長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 町長は、前項の規定による申請について、その許可をしたときは、当該申請をした使用者に健康楽膳拠点施設こるば使用変更許可書(様式第4号。以下「使用変更許可書」という。)を交付するものとする。

(使用の取りやめ)

第8条 申請者又は使用者は、拠点施設の使用を取りやめようとするときは、速やかに町長に届け出なければならない。

(使用の許可の制限)

第9条 条例第6条第4号に規定する管理運営上支障があると認めるときとは、次に掲げるときとする。

(1) 暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(2) 第11条に規定する事項を守らないおそれがあるとき。

2 条例第6条第5号に規定する町長が不適当であると認めるときとは、次に掲げるときとする。

(1) 拠点施設の事業の推進に相反すると認めるとき。

(2) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けようとすることが明らかなとき。

(施設、附属設備及び器具等の損壊又は滅失の届出)

第10条 使用者は、拠点施設の施設、附属設備及び器具等を損傷し、又は滅失したときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

(使用者の遵守事項)

第11条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 使用の許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと。

(2) 使用の許可を受けた施設、附属設備及び器具等以外は使用しないこと。

- (3) 許可なくして施設内において寄附又は金品の募集、物品の販売又は展示、広告類の掲示又は頒布その他これらに類する行為を行わないこと。
- (4) 所定の場所以外の場所で飲食をしないこと。
- (5) 火災、盗難等の事故の発生防止に留意すること。
- (6) 敷地内（定められた場所を除く。）で喫煙をしないこと。
- (7) 騒音若しくは怒声を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (8) 当該使用に係る施設内の秩序を保持するため必要な措置を講ずること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、使用の許可に付された条件及び町長の指示に従うこと。

（使用料等の納入）

第 12 条 条例第 9 条に規定する使用料は、使用許可書又は使用変更許可書の交付を受ける際に納入しなければならない。

（使用料の減免）

第 13 条 条例第 10 条の規定による使用料の減額又は免除は、原則として次の各号のいずれかに該当する場合に限り行うものとする。

- (1) 施設の利用に公益性があると認める場合
- (2) 負担能力から支援が必要と認める場合

2 前項の規定により使用料を減額し、又は免除する場合は、別表に定める場合とする。ただし、これにより難いと認められるときは、その都度町長が別に定める。

（使用料の減免の申請等）

第 14 条 条例第 10 条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、第 5 条に規定する健康楽膳拠点施設こるば使用許可申請書の所定の欄に必要な事項を記載して、同条の規定による申請をしなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請について使用料の減額又は免除の決定をしたときは、当該申請をした者に交付する使用許可書の所定の欄に必要な事項を記載するものとする。

（使用料の還付）

第 15 条 条例第 11 条ただし書の規定により使用料を返還することができる理由及び金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 天候、非常災害その他使用者の責めに帰することができない理由により、使用できなくなった場合 使用料の全額
- (2) 使用者が使用する日の前日までに使用の取りやめを申し出た場合 使用料の全額
- (3) 使用者が使用変更の許可を受けた場合において、既に納付した使用料に過納が生じた場合 その相当額

2 条例第 11 条ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、健康楽膳拠点施設こるば使用料返還申請書（様式第 5 号）を町長に提出しなければならない。

（敷地内及び施設内の秩序）

第 16 条 拠点施設の敷地に入場した者及び施設を使用する者は、施設、附属設備及び器具等を大切に取扱い、使用に際して他人の迷惑になる行為をしてはならない。

（指定管理者制度による読替え）

第 17 条 条例第 13 条第 1 項の規定により、指定管理者に拠点施設の管理を行わせる場合にあっては、第 3 条及び第 4 条中「町長が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者において特に必要があると認めるときは、町長の承認を得て」と、第 5 条から第 8 条まで、第 10 条及び第 11 条の規定中「町長」とあるのは「指定管理者」とする。

2 条例第 15 条第 4 項に規定する町長が定める基準は、第 13 条から第 15 条までの規定を準用する。この場合において、第 13 条から第 15 条まで（見出しを含む。）の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「町長」とあるのは「指定管理者」と、別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替える。

3 前 2 項の場合において、この規則で定める様式については、必要な補正をして使用することができる。

（その他）

第 18 条 この規則に定めるもののほか、拠点施設の管理及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 30 年 9 月 22 日から施行する。

附 則（平成 31 年 2 月 8 日規則第 2 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（事前準備行為）

2 この規則の施行の日前になされた拠点施設の使用に関する手続き、処分その他の行為は、この規則の規定によりなされたものとみなす。

別表（第 13 条関係）

使用料の減額又は免除

使用区分	減免率（％）
(1) 町又は町の機関が主催し、又は共催する場合	100
(2) 町内の保育園、小学校若しくは中学校又は福井県立美方高等学校若	

しくは福井県立嶺南東特別支援学校が授業等の一環として使用する場 合	
(3) 国又は他の地方公共団体が町民の福祉の向上のために使用する場 合	
(4) 障がいのある者又はその者の保護者等で構成されている団体が障 がいのある者の自立と社会参加を促進する活動のために使用する場 合	
(5) 児童又は使用の半数以上が児童である町内の団体が青少年の健全 育成のために使用する場 合	
(6) 町又は町の機関が後援する場合	5 0
(7) 高齢者又は使用者の半数以上が高齢者である町内団体が使用する 場 合	
(8) 前各号の規定にかかわらず、当該施設を使用して行う活動が、当該 使用者の利益にとどまらず客観的に見て広く町民の利益等に結びつく と町長が認める場 合	1 0 0 又は 5 0
備考	
1 「児童」とは、町内に住所を有する高校生（１８歳）以下の者をいう。 2 「高齢者」とは、町内に住所を有する６５歳以上の者をいう。 3 第８号の規定による場合であっても、第１３条第１項各号の規定に基づき限定的に 取り扱うこととする。	

健康楽膳拠点施設こるば使用許可申請書

第 号

使用の目的												
使用日時		年 月 日		時 分 ~		時 分		時間				
使用施設		☐ 多目的デッキ ☐ 会議室										
附属設備及び器具等												
冷暖房の要否		☐ 要 ☐ 否		入場予定人員				人				
入場料等		☐ 有 ☐ 無		☐ 1,000円以下 ☐ 1,000円を超える								
備考												
減免申請額		☐ 町等の主催、共催 ☐ 授業等の一環 ☐ 国、県等 ☐ 障がい者等 ☐ 児童等		☐ 半額		☐ 町等の後援 ☐ 高齢者等		※理由を記入 [その他]				
減免率		☐ 100% ☐ 50%										
使用上の条件												
使用料	室名	所定使用料 ① 円	加算使用料					除算使用料		計 ⑧ 円 (①~⑥)-(⑦)	減免額 ⑨ 円	合計 ⑩ 円 (⑧-⑨)
			町外者 ② 円	入場料徴収 ③ 円 (①×0.5)	営利等 ④ 円 (①×0.5)	冷暖房 ⑤ 円 (①×0.5)	設備器具 ⑥ 円	複数日 ⑦ 円 (①+②)×0.3)				
計												

☐ 上記のとおり美浜町健康楽膳拠点施設こるばを使用したいので許可くださるよう申請します。
☐ 上記のとおり使用料を免除くださるよう申し出ます。
☐ 上記のとおり使用料を納付します。

年 月 日 美浜町長 様

使用者又は団体名	☐ 町内者 ☐ 町外者	
住所又は所在地		
使用責任者名	連絡先	—()—

(注) 1. 申請者は、太枠の部分のみ記入してください。
2. 使用に際し、特別の設備を設置しようとするときは、備考欄にその旨記入してください。

健康楽膳拠点施設こるば使用許可書

第 号

使用の目的												
使用日時		年 月 日		時 分 ~		時 分		時間				
使用施設		☐ 多目的デッキ ☐ 会議室										
附属設備及び器具等												
冷暖房の要否		☐ 要 ☐ 否		入場予定人員				人				
入場料等		☐ 有 ☐ 無		☐ 1,000円以下				☐ 1,000円を超える				
備考												
減免申請額		☐ 町等の主催、共催 ☐ 授業等の一環 ☐ 国、県等 ☐ 障がい者等 ☐ 児童等		半額		☐ 町等の後援 ☐ 高齢者等		※理由を記入 その他				
減免率		☐ 100% ☐ 50%										
使用上の条件												
使用料	室名	所定使用料 ① 円	加算使用料					除算使用料		計 ⑧ 円 (①~⑥)-(⑦)	減免額 ⑨ 円	合計 ⑩ 円 (⑧-⑨)
			町外者 ② 円	入場料徴収 ③ 円 (①×0.5)	営利等 ④ 円 (①×0.5)	冷暖房 ⑤ 円 (①×0.5)	設備器具 ⑥ 円	複数日 ⑦ 円 (①+②)×0.3)				
計												

☐ 上記のとおり美浜町健康楽膳拠点施設こるばの使用を許可します。
☐ 上記のとおり使用料を免除します。
☐ 上記の金額を領収しました。

年 月 日 美浜町長 印

使用者又は団体名	☐ 町内者 ☐ 町外者		
住所又は所在地			
使用責任者名	連絡先	—()—	

様式第3号（第7条関係）

健康楽膳拠点施設こるば使用変更許可申請書

申 請 者			
使 用 者 又 は 団 体 名			
住 所 又 は 所 在 地			
使 用 責 任 者 名			
電 話 番 号	() —		
使 用 日	年 月 日 ()	使 用 許 可 書 番 号	第 号

年 月 日付け 健康楽膳拠点施設こるば の
使用申請について、下記のとおり使用の変更を申し込みます。

年 月 日

美浜町長 様

項 目		変更前の使用内容	変更後の使用内容
☐	使 用 時 間	午 時 分～午 時 分 ()時間	午 時 分～午 時 分 ()時間
☐	使 用 施 設	☐ 多目的デッキ ☐ 会議室	☐ 多目的デッキ ☐ 会議室
☐	附 属 設 備 及 び 器 具 等		
☐	冷 暖 房 の 要 否	☐ 要 ☐ 否	☐ 要 ☐ 否
☐	そ の 他		
使 用 料		円	円
変 更 理 由			

(注) 変更のある項目の□に☑を付け、変更前と変更後の使用内容を記入してください。

(注) この変更申請書には、使用許可書を添付してください。

特記事項

様式第4号（第7条関係）

健康楽膳拠点施設こるば使用変更許可書

申 請 者			
使 用 者 又 は 団 体 名			
住 所 又 は 所 在 地			
使 用 責 任 者 名			
電 話 番 号	() —		
使 用 日	年 月 日 ()	使 用 許 可 書 番 号	第 号

年 月 日付け 健康楽膳拠点施設こるば使用変更許可申請について、
下記のとおり使用の変更を許可します。

年 月 日

美浜町長 

項 目		変更前の使用内容	変更後の使用内容
☐	使 用 時 間	午 時 分～午 時 分 ()時間	午 時 分～午 時 分 ()時間
☐	使 用 施 設	☐ 多目的デッキ ☐ 会議室	☐ 多目的デッキ ☐ 会議室
☐	附 属 設 備 及 び 器 具 等		
☐	冷 暖 房 の 要 否	☐ 要 ☐ 否	☐ 要 ☐ 否
☐	そ の 他		
使 用 料		円	円
変 更 理 由			

(注)変更のある項目の□に☑を付け、変更前と変更後の使用内容を記入してください。

許可条件

様式第 5 号(第 1 5 条関係)

健康楽膳拠点施設こるば使用料返還申請書

年 月 日

美浜町長 様

申 請 者	住 所
	団 体 名 称 電 話
	代 表 者 氏 名 (印)
責 任 者	住 所
	氏 名 (印)

次のとおり健康楽膳拠点施設こるばの使用料を返還くださるよう申請します。

- | | | | |
|---|--------------|-----|-------|
| 1 | 使用許可の番号及び年月日 | 第 号 | 年 月 日 |
| 2 | 納 入 済 額 | | 円 |
| 3 | 返 還 申 請 額 | | 円 |
| 4 | 申 請 理 由 | | |

(注)この申請書には、使用許可書を添付してください。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

様式第 3 号 (第 7 条関係)

様式第 4 号 (第 7 条関係)

様式第 5 号 (第 1 5 条関係)